

7 その他

(1) NHK放送受信料の減免

次に該当する場合、NHK放送受信料が減免されます。

対 象 要 件	減 免
視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主（※注 1）で、放送受信契約者の場合	半額免除
重度の障害者手帳（※注 2）をお持ちの方が世帯主（※注 1）で、放送受信契約者の場合	
公的扶助受給者（生活保護法による扶助を受けている場合など）	全額免除
受信契約者と同一の世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税である場合	

※注 1 住民基本台帳法にいう世帯主（住民票上の世帯主）

※注 2 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級

◆申込方法 窓口申請書があります。**障害者手帳、印鑑**をお持ちください。

◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係（内線：2115・2116・2123）
（FAX:0263-52-7732）

※制度についての詳細は、NHK ふれあいセンターへお問い合わせください。

（NHK ふれあいセンター 電話 0570-077-077 平日 9 時～20 時）

(2) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、周囲の方へ援助や配慮を必要としている方に、ヘルプマークを配布します。

◆対象者 市内に居住しており、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方（本人または家族の申請に限る）

◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係
（内線：2115・2116・2123 FAX：0263-52-7732）

(3) FAX からの 1 1 9 番通報

FAX での緊急通報（火災及び救急要請）が、電話と同じ 1 1 9 番で松本広域消防局に送信できます。

◆対 象 者 電話からの火災や救急等の通報が困難な方

◆窓 口 松本広域消防局
（電話：0263-25-0119 FAX：0263-25-3987）

(4) NET119 緊急通報システム（聴覚障害者等特定）

聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方が、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を通じて、簡単な画面操作で火災や救急などの 119 番通報が行えるサービスです。（事前登録が必要です。）

- ◆対象者
 - ・障がい等により電話からの音声通話が困難な方
 - ・GPS機能を有したスマートフォン、タブレット等をお持ちの方で、その端末で電子メールの送受信が可能な方（従来型の携帯電話（ガラケー）ではご利用いただけません。）

◆登録方法及び窓口

①檜川地区以外にお住いの方

利用する方のスマートフォン等から、右の QR コードを読み込んで、空メールを送って登録してください。

※Web 申請が難しい方は書面での利用登録ができます。窓口で登録申請書を提出していただくか、郵送又は FAX してください。

※従来の Web 119 システムは、令和 6 年 12 月 25 日をもって、サービス提供を終了します。



空メール QR コード

- ◆窓口 松本広域消防局 通信指令課
(電話・FAX：0263-25-6108)

②檜川地区にお住いの方

木曽広域消防本部へ、登録するスマートフォン等をお持ちの上、利用登録申請兼同意書を提出・登録することで、利用できます。

- ◆窓口 木曽広域消防本部 消防課 総務係
(電話：0264-24-3119 FAX：0264-24-2929)

(5) 言語及び聴覚障害者 FAX110番・110番アプリシステム

言語及び聴覚障がい者等の方が、事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、FAX 又はスマートフォン等からのインターネット接続による文字や画像で、110番通報ができます。

- ◆対象者 言語及び聴覚障がい者等

◆送信方法

- ・FAX による 110 番通報（事前登録不用）

FAX 用紙に事件名、発生場所、発生時間、状況、送信者の住所・氏名・年齢・FAX 番号・現在地等を記入し、「0120-760-110」へ送信します。

- ・110 番アプリシステム

警察庁 Web サイト・110 番アプリシステムからアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録して利用できます。

- ◆問い合わせ 長野県聴覚障がい者情報センター（長野市）
(電話：026-295-3530 FAX：026-295-3567)

（６）日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者の方などが、介護等の福祉サービスを利用する際に、不利益を受けたり、トラブルを生じることがないように、福祉サービスの利用手続きの代行などの援助を行います。

- ◆内 容 福祉サービスに関する情報提供
福祉サービス利用手続きの代行などの援助
福祉サービスの利用料支払いに関する援助
日常生活に必要な預貯金の出し入れ等の援助
年金や手当の受け取りに関する援助
苦情解決制度の利用手続き
- ◆窓 口 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター
(内線：2212・2213 直通電話：0263-52-2795)
(FAX:0263-53-5058)

（７）生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的な自立、生活意欲の助長、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう低金利又は無利子で必要な資金をお貸しする制度です。

詳しい貸付要件等は、担当窓口へお問い合わせください。

- ◆貸付対象 低所得者世帯、又は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、65 歳以上の高齢者が属する世帯
- ◆窓 口 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター
(内線：2212・2213 直通電話：0263-52-2795)
(FAX:0263-53-5058)

（８）避難行動要支援者の登録

災害時に自力で避難することが難しい在宅の方で、家族等による必要な支援がすぐに受けられない方を対象に、ご本人が支援および登録を希望される場合、「避難行動要支援者名簿」に登録します。この名簿により地域住民（区長、常会（組）長、民生児童委員、消防団など）が要配慮者の住所や状況などをあらかじめ把握でき、災害時の情報伝達や避難支援をより円滑、迅速に行うことができるようになります。

- ◆対象者
 - ・65 歳以上で一人暮らしの方・65 歳以上の方のみで構成される世帯
 - ・身体障害者手帳をお持ちの方・療育手帳をお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
 - ・上記の項目には該当しないが、要支援者として登録を希望する方
- ◆窓 口 地域共生推進課 地域福祉係(内線：2112 FAX:0263-52-7732)

（９）ごみ袋の支給

紙おむつを日常的に使用し、次の要件のいずれかに該当する者がいる世帯に、ごみ処理手数料の負担を軽減するため、もえるごみ指定袋を支給します。

- ◆要件 ①障害者手帳の交付を受けた者
②要介護・要支援の認定を受けた者
③２歳の誕生日に達するまでの者

- ◆支給内容 １人あたり年６０枚（２５ℓ袋）を申請要件に応じ、次の期間分支給します。

- ・要件①１年分
- ・要件②最大１年分

申請日から認定の有効期間が１年未満の場合、月割計算して支給します。

- ・要件③最大２年分

転入等による途中申請で、２歳になるまでの期間が２年未満の場合、月割計算して支給します。

※要件①②に関しては、１年又は支給期間経過後、再申請が可能です。

※希望が４５ℓ袋の場合、支給枚数は２５ℓ袋の半分です。

- ◆窓 □ 生活環境課 廃棄物対策係（内線：１１１１・１１１２）

（１０）図書館の資料提供サービス

聴覚障がい者用に字幕・手話入りビデオテープ、DVDを貸し出しています。

視覚障がい者など活字の本が読めない方に、点字図書や音声資料の貸し出し、対面朗読をしています。視覚障がい者へはデジとしょ信州（電子図書館）アクセシブルライブラリーの提供もしています。

- ◆窓 □ 塩尻市立図書館（内線：４１０１～４１０６）
（直通電話：０２６３-５３-３３６５ FAX:０２６３-５３-３３６９）

（１１）携帯電話基本使用料等の割引

障害者手帳の交付を受けている場合等、携帯電話の基本使用料等の割引があります。詳しくは携帯電話各社の窓口へお問い合わせください。

- ◆窓 □ 携帯電話各社の取扱店

（１２）青い鳥郵便葉書の無償配布

通常郵便葉書「くぼみ入り」、「無地」又は「インクジェット紙」２０枚が無償で配布されます。

- ◆対象者 身体障害者手帳 １、２級 療育手帳Ａ１、Ａ２
◆申込方法 毎年４月から５月にお近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を記入し、手帳を提示して申し込みます。（郵便による申し込みも可能）
◆窓 □ お近くの郵便局